

★ 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第四十七号）（税務課）

一 改正の要旨

1 地方税法の一部が改正されたことに伴い、自動車税の種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除の手續等及び課税免除等の手續に関する規定及び様式について、必要な改正を行った。

2 その他所要の整理を行った。

二 施行期日

令和七年一月一日

★ 広島県中小企業支援資金貸付規則等の一部を改正する規則（規則第四十八号）（経営革新課）

一 改正の要旨

- 1 高度化事業について、貸付金の利率を改定するとともに、金融機関による債務保証を行う者に対する優遇措置の適用期間を延長するなど、必要な改正を行った。
- 2 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名及び引用条項を整理した。

二 施行期日

公布の日。ただし、一・二については、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日